

令和8年度（新2号・新3号認定用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ ファミリー・サポート・センター無償化認定申請のしおり

1 無償化の対象事業について

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター（送迎のみを除く）を利用する方のうち、次のAまたはBに該当する場合に利用料が無償化の対象となります。

利用料を利用施設に支払い後、市に請求書を提出いただき該当分を施設等利用費として給付します。

- A 保育の必要性がある3歳児クラス～5歳児クラスの子どもで、認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・一定基準以上の預かり保育事業（平日8時間かつ年間200日）を実施している幼稚園・企業主導型保育事業所を利用していない方
- B 保育の必要性がある住民税非課税世帯の0歳児クラス～2歳児クラスの子どもで、認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・企業主導型保育事業所を利用していない方

◎無償化の範囲（新2号・新3号の認定を受けた場合）

施設種類・事業名	0歳児クラス～2歳児クラス	3歳児クラス～5歳児クラス
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター （送迎のみを除く）	保育の必要性がある 住民税非課税世帯の子ども （月額上限42,000円）	保育の必要性がある子ども （月額上限37,000円）

※通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外です。

2 認定申請について

利用料無償化の対象になるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

保育の必要性などの認定要件に該当する場合、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」と必要書類を提出して「新2号」または「新3号」認定を受けてください。

申請締切：利用を希望する月の前月10日まで（閉庁日の場合は、前閉庁日まで）

提出先：米沢市子育て支援課支援担当（米沢市役所1階14番窓口）

◎子育てのための施設等利用給付認定

認定区分	認定要件		利用できる施設・事業
	年齢・その他	保育の必要性	
新1号認定 （教育認定）	満3歳以上	なし	私学助成を受ける幼稚園
新2号認定 （保育認定）	4月1日時点で 満3歳以上	あり	・施設型給付を受ける幼稚園、私学助成を受ける幼稚園、認定こども園（教育機能部分）の預かり保育事業
新3号認定 （満3歳未満 保育認定）	4月1日時点で 満3歳未満の住民税 非課税世帯の子ども	あり	・認可外保育施設 ・一時預かり事業、病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター

申請には次の書類が必要です。提出書類は、子ども1人につき各1部提出してください。

1 「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申請書子育てのための施設等利用給付認定申請書」 ※子ども1人につき1枚提出してください。

2 マイナンバー申告書（世帯全員分記入してください）

申請者（給付認定保護者）のマイナンバー確認書類、本人確認書類の写し等を添付してください。

マイナンバー申告書には世帯全員分（申請児童、保護者、その他の家族など）のマイナンバーを記載してください。保護者が、単身赴任等の理由で同居していない場合も記入してください。また、転入者（転入予定者も含む）は、転入者全員分のマイナンバー確認書類が必要です（下の表を参照ください。）。

※マイナンバー法に基づき、マイナンバーの申告が必要です。

提出を受けたマイナンバーは、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付等に関する事務の範囲で使用します。

※申請者（給付認定保護者）は、あらかじめ他の世帯員に個人番号を申告することと利用目的を伝えてください。

※施設に提出する場合は、「マイナンバー申告書」と必要書類を封筒に入れ、封筒に申請児童氏名とマイナンバー申告書在中と記入のうえ、封をして提出してください。

（必要書類は、マイナンバー申告書の裏面「2提出方法について」をご確認ください。）

◎マイナンバー申告書の提出に関する注意事項や添付が必要な書類の詳細は、「マイナンバー申告書」裏面をご確認ください。

3 認定申請チェックリスト

申請書類と一緒に提出してください。



4 世帯の状況により必要となる書類（該当者のみ提出）

※世帯の状況により必要な書類は、以下の表に該当する事項があるか確認し提出してください。

※住民税未申告の方は、認定要件の確認ができないため、無償にならない場合がありますので、必ず申告してください。

	申請児童・世帯の状況	必要書類（該当するもの）
1	すべてのひとり親世帯	申請児童の健康保険証の写し、またはマイナポータルの健康保険証資格情報画面の印刷物、または保険者から交付された「資格情報のおしらせ」の写し（A4）※左上に被保険者名の記載がないものは、申請児童と保護者、2人分の「資格情報のおしらせ」の写しが必要です。
2	●転入者…右記（1）が必要 ・令和7年1月2日以降の転入者で下記の①に該当する場合 ・令和8年1月2日以降の転入者で下記の②に該当する場合 ●海外在住者…右記（2）が必要 ・令和7年1月1日時点で父母のうちどちらかが海外赴任しており下記の①に該当する場合 ・令和8年1月1日時点で父母のうちどちらかが海外赴任しており下記の②に該当する場合 《入所希望月》 ① 令和8年4月～令和8年8月 ② 令和8年9月～令和9年3月	（1）市町村民税の所得額・課税額証明書 （所得額・課税額・控除額・扶養人数がわかる証明書） *「マイナンバー申告書」を提出する場合は不要です。 *「マイナンバー申告書」を提出する場合、転入者全員分のマイナンバー確認書類が必要です。 *利用希望月によって必要な証明書の年度が異なります。 4月～8月入所希望者：前年度分（前々年の所得額） 9月～3月入所希望者：当該年度分（前年の所得額） （2）「保育料及び副食費算定のための提出書類（海外在住者・途中入国者）」（収入額等を記入していただきます。） *1月1日時点で海外にお住まいだった方のみ *事前にご連絡いただくか来庁時にお申し出ください。

5 保育の利用を必要とする事由のわかる書類

※きょうだいで申請する場合は、児童ごとに証明書を添付してください。

2枚目以降は、証明書の写し（コピー）を添付することも可能です。その際は、下の子に原本を、上の子にはその写し（コピー）を添付してください。

児童ごとに証明書が添付されていない場合は受理できませんのでご注意ください。

※市指定様式は、施設または子育て支援課窓口でお受け取りいただくか、市のホームページからダウンロードしてください。

※証明等書は、申請日の直近3か月以内に交付されたものが有効です。

保育を必要とする事由	提出書類	備考
(1) 就 労 月 48 時間以上	※就労証明書 (米沢市指定様式)	・勤務先に記入を依頼してください。 ・事業内容等がわかるようご記入ください。 ・証明内容に不明な点がある場合、子育て支援課から勤務先に連絡させていただく場合があります。 ・<u>雇用期間に期限があり、更新予定のない方は期限月の20日（閉庁日の場合は前閉庁日）までに子育て支援課で手続きが必要です。</u> ・追加で書類を求める場合があります。
(2) 妊娠・出産	母子健康手帳の写し	母子手帳の出産予定日が記入されているページの写しを提出してください（※余白に母となる方の氏名を記入してください。）。 ※注意※「妊娠・出産」から「求職活動」へ変更する場合は、出産した子の入所申込が必須となります。
(3) 疾病・障がい	※診断書 (米沢市指定様式)	市の所定の診断書に通院している医療機関で記入していただき、提出してください。 ※診断書内の現在の状況について、「5保育に支障はない」に○がついた場合は、「疾病・障がい」の理由での申請はできません。
(4) 介護・看護	診断書 ※介護・看護に係る状況届	医療機関任意の診断書 (患者名、病名、介護・看護が必要な期間及び常時介護又は看護が必要と明記されたものを提出してください。)
(5) 災害復旧	りさい 罹災証明書	
(6) 求 職 活 動	※求職活動等申告書及び求職活動支援機関等利用証明書 (米沢市指定様式)	求職活動等申告書を記入し利用している機関（ハローワーク等）で求職活動支援機関等利用証明書を記入していただいた後に提出してください。
(7) 就 学	在学証明書	職業訓練校に在学の方は、就学する期間や時間など内容のわかる書類の写しを添付してください。

※現在、育児休業を取得されている方については、次のページの上段を参照ください。

現在、育児休業を取得されている方

※育児休業の終了日（復帰日）がわかる就労証明書の添付が必要です。

<育児休業対象児童のみ入所の場合>

育児休業対象児童の入所月の翌月の15日までに就労を開始（復帰）する場合に申請できます。

<育児休業対象外児童（兄姉）のみ入所の場合>

育児休業対象外児童の入所月の1日から31日に就労を開始（復帰）する場合に申請できます。

<育児休業対象及び対象外児童の同時入所の場合>

育児休業対象児童の入所月の翌月の15日までに就労を開始（復帰）する場合に申請できます。

*育児休業の事由による認定期間は、お子さんが満1歳の誕生日を迎える月の月末までです。

その後は変更申請手続きが必要となりますので、育児休業による認定終了月の20日（閉庁日の場合は前閉庁日）までに子育て支援課で変更申請をしてください。

3 市内の無償化対象施設

市内で無償化の対象となる一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を実施している施設は以下の施設です。（R7.9月時点※最新情報はホームページをご覧ください。）

この他、認可外保育施設に入所している場合も、1ページに記載の認定要件を満たす場合は無償化の対象になります。

事業の種類	実施施設	所在地	電話番号
一時預かり事業	明星保育園	門東町3丁目2-27	22-2260
	興道北部保育園	塩井町塩野1476-1	21-5070
	そらいろ保育園	万世町片子343	40-0280
病児保育事業	病児保育室「りんごのへや」 （興道南部保育園）	本町1丁目1-84	21-3756
	病児保育室「すまいる」 （塩井保育園）	塩井町塩野2081-6	21-1225
ファミリー・サポート・センター事業	米沢市ファミリー・サポート・センター（プチハウス2階）	徳町1番38-1	24-6464

※利用料無償化の対象になるには、各種事業の利用申請とは別に、施設等利用給付認定の申請を行い、新2号・新3号認定を受ける必要があります。手続き方法は、「2認定申請について」（1～3ページ）をご覧ください。

4 申請内容に変更が生じた場合

申請書や提出した書類等の内容に変更が生じる場合は、変更申請などの手続きが必要です。速やか子育て支援課にご連絡ください。

5 「求職活動」で新規申請される方へ

「求職活動」の認定期間は、3か月間です。

「求職活動」での認定期間の翌月までに就労開始となる就労先を決定し、かつ、認定期間の最終月の20日（閉庁日の場合は前閉庁日）までに「就労」への変更申請を受理される必要があります。（変更申請時は就労証明書の提出が必要です。お早めにご準備ください。）

問い合わせ先：米沢市健康福祉部子育て支援課支援担当 / TEL：0238-22-5111（代表）